

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年9月5日付けで公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等
支出負担行為担当者 北海道海外旅行促進事業実行委員会事務局長 竹内 敏博
- 2 入札に付する事項
 - (1) 契約の目的の名称
海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）委託業務
 - (2) 契約の目的の仕様その他の明細
別紙仕様書のとおり。
 - (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年2月27日まで
 - (4) 履行場所
別途指示する場所
- 3 入札に参加する者に必要な資格
令和7年9月5日付けで規定する海外旅行促進情報発信事業（オーストラリア）に関する資格を有すること。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道海外旅行促進事業実行委員会事務局
(北海道総合政策部航空港湾局航空課)
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所
札幌市中央区北3条西6丁目 道庁4階 総合政策部選挙管理委員会会議室
(送付による場合は、〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部
航空港湾局航空課)
 - (2) 入札日時
令和7年10月3日（金）10時
(送付による場合は、必着)
 - (3) 開札場所
(1)に同じ。
 - (4) 開札日時
(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
 - (2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 送付による入札の可否
認める。
- 8 契約書作成の要否
要
- 9 その他
 - (1) 低入札価格調査の基準価格

- 設定していない。
- (2) 最低制限価格
設定していない。
- (3) 無効入札
開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
地方自治法施行令第167条の10の第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (5) 落札者と契約の締結を行わない場合
ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- (6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名 称 北海道海外旅行促進事業実行委員会事務局
(北海道総合政策部航空港湾局航空課)
イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号 011-204-5955
- (8) 前金払はしない。
- (9) 概算払はしない。
- (10) 送付による入札における再度入札
送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (11) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (12) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (13) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (14) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を北海道海外旅行促進事業実行委員会に提出し、北海道海外旅行促進事業実行委員会が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、北海道海外旅行促進事業実行委員会が指定する様式により依頼すること。
- (15) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。